

○環境省告示第八十二号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分との範囲(平成十八年十月環境省告示第百三十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

Oりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分との範囲(平成十八年十月環境省告示第百三十六号) (抄)

一〇		セージ肉ハム・ソーセージ製造業		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
三				七		四		二		一		一～三 (略)	
四		畜産農業		非金属鉱業		八		(1)		(1)		別表第一	
一・五		五・五		一		三六		(2)				改正後	
二・五		九		一一・五		八		(1)					
れ及に排る大阪公共用水域及びその他の水域にこれとすれるは第ニに排にそ欄の出流入する。それ(1)も水入(2)のをす		四		九		九						備考	
		れ及に排る大阪公共用水域及びその他の水域にこれとすれるは第ニに排にそ欄の出流入する。それ(1)も水入(2)のをす											
												一～三 (略)	
												別表第一	
												改正前	
一〇		セージ肉ハム・ソーセージ製造業		(略)		(略)		(略)		(略)			
三				七		四		二		一		一～三 (略)	
六		畜産農業		非金属鉱業		八		(1)		(1)		別表第一	
一・五		五・五		一		三六		(2)				改正前	
三		二		二		八		(1)					
		一		一		九		(2)					
		五・五		一一・五									

の値は、  
第三欄の(1)に  
ある房施設面積が五〇坪以上  
のものにあつて、大阪湾及びこれ  
に流入する公共用水域に  
排出水を排出するものに  
係るものにあつては、四〇とす  
る。第三欄の(1)の値は、四〇とす  
る。

環境大臣 山本 公一  
第三欄の(1)に  
ある房施設面積が五〇坪以上  
のものにあつて、大阪湾及びこれ  
に流入する公共用水域に  
排出水を排出するものに  
係るものにあつては、四〇とす  
る。

(略)	二五	二四	(略)	三一	三一	(略)	一九	一六	一五	(略)	二
パン製造業	小麥粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造	野菜漬物製造業	品詰野菜・農缶詰・果実缶	水産練製品製造業	の(前項に掲げるもを除く。)	
二	三		一・五	三		一・五	二・五	三	三	三	四・五
四・五	四		三・五	四		七	六	六	六	一	一
一	一・五		一	一・五		一	一	一	一	一	一・五
二・五	二・五		二	二・五		一・五	三	三	三	三	大値は、(出する用及び水城に、(第に)これと三係に排する(1)も水入(口)のをす
のに排る大阪公港は、(つする共用及び水城に、(第に)これと三係に排する(1)も水入(口)のをす											

(略)	二五	二四	(略)	三一	三一	(略)	一九	一六	一五	(略)	二
パン製造業	小麥粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造	野菜漬物製造業	品詰野菜・農缶詰・果実缶	水産練製品製造業	の(前項に掲げるもを除く。)	
二	三		一・五	三		一・五	二・五	三	三	三	四・五
六	七・五		四・五	四・五		八	六・五	七・五	七・五	一	一
一	一・五		一	一・五		一	一	一	一	一	一
二・五	二・五		二	三		一・五	三	三	三	三	三・五

(略)	四七	四六	(略)	四二	(略)	三九	(略)	三八	(略)	三四	(略)	二九	二八
	配合飼料製造業	インスタンントコー ヒー製造業		果実酒製造業		業冷凍調理食品製造		あん類製造業		業穀類でんぶん製造		く掲項(パン )整 理・ る前番 号二五 製造 業のま でを除 にの業	米菓製造業
	二	二・五		一・五		四		三・五		三		三	三
	三	三・五		二・五		八		八		五・五		六	七・五
	一	一		一		一		一		一・五		一・五	一・五
	一・五	一・五		二		四		四		三		二・五	二・五
	のに排 る大阪 値あ 出公 はつ 共用及 てはも 水びの 域これ とす第 にこれ る三係 係に排 に流 する(2) も水入 (口)のをす	のに排 る大阪 値あ 出公 はつ 共用及 てはも 水びの 域これ とす第 にこれ る三係 係に排 に流 する(2) も水入 (口)のをす	のに排 る大阪 値あ 出公 はつ 共用及 てはも 水びの 域これ とす第 にこれ る三係 係に排 に流 する(2) も水入 (口)のをす	れ及に排 る大阪 八びあ 出公 はつ 共用及 てはも 水びの 域これ とす第 にこれ る三係 係に排 に流 する(2) も水入 (口)のをす	のに排 る大阪 八びあ 出公 はつ 共用及 てはも 水びの 域これ とす第 にこれ る三係 係に排 に流 する(2) も水入 (口)のをす								

(略)	四七	四六	(略)	四二	(略)	三九	(略)	三八	(略)	三四	(略)	二九	二八
	配合飼料製造業	インスタンットコー ヒー製造業		果実酒製造業		業冷凍調理食品製造		あん類製造業		業穀類でんぶん製造		く掲項(パン )整 理・ る前番 号二五 製造 業のま でを除 にの業	米菓製造業
	二	二・五		一・五		四		三・五		三		三	三
	三	三・五		二・五		八・五		九		六・五		六	七・五
	一	一		一		一		一		一・五		一・五	一・五
	二	三		二・五		四・五		四		三		三	四・五

(略)	一〇三	肥料製造業	窒素質・りん酸質	製版業	一〇一	一〇〇	八五	六六	六三	四九
	二				二	二	一	一	二	一・五
	一二五				三	四	一・五	二	四	二・五
	一				一	一	一	一	一	一
	一一五				一・五	二	一・五	一	二・五	一一五
す及に排る大阪 びあ出公阪 °(2)つする用及 のはも水び の域こ は第にこれ 三係排に 三欄の出流 〇(1)も水入 と(口)のをす	す及に排る大阪 びあ出公阪 °(2)つする用及 のはも水び の域こ は第にこれ 三係排に 一欄の出流 六(1)も水入 と(口)のをす									

(略)	一〇三	肥料製造業	窒素質・りん酸質	製版業	一〇一	一〇〇	八五	六六	六三	四九
	二				二	二	一	一	二	一・五
	三〇		一六		三・五	四	二	二	五	三・五
	一				一	一	一	一	一	一
	三〇		一六		二	三	二	二	三	一一五

(略)	一一七	業メタン誘導品製造	(略)	一一四	(略)		一〇八	一〇七
発酵工業		も前号品石油の項一製油をま〇造化除で九業学系にの(一)掲項整基げか理基礎るら番製				の項一製無機をま〇造機除くに〇の(一)掲項整工業から番製も前号品	無機顔料製造業	
一・五	二	一				一	一	
二・五	三	一・五				二	二	
一	一	一				一	一	
一・五	一・五	一・五				一・五	一・五	
のに排る大阪値あ出公阪は、つす共湾は、てる用及、三は、も水び、の城、とす第にこれる。欄る出流(1)も水入(2)の水(口)のをす	のに排る大阪値あ出公阪は、つす共湾は、てる用及、二は、も水び、の城、とす第にこれる。欄る出流(1)も水入(2)の水(口)のをす	のに排る大阪値あ出公阪は、つす共湾は、てる用及、二は、も水び、の城、とす第にこれる。欄る出流(1)も水入(2)の水(口)のをす	(一) 四(口)欄もをる阪製〇の(1)の排公湾造りん八は及す用び程及二(2)三除程及とびつる水こにびすれ並はも域れありる。ぞびに排流て化合一(2)三る水す大物	(二) るれ並はも製。そびの造り。れに第を工ん二(2)三除程及とびつる水こにびすれ並はも域れありる。ぞびに排流て化合六は及あ掲化とびつけ合そ(口)てる物	(三) 二はも係出入るるをる阪湾第を除の排公湾出共及す(1)。(2)に用びにあ掲化とびつけ合そ(口)てる物	(一) のに排る大阪値あ出公阪は、つす共用及、三は、も水び、の城、とす第にこれる。欄る出流(1)も水入(2)の水(口)のをす	(二) のに排る大阪値あ出公阪は、つす共用及、三は、も水び、の城、とす第にこれる。欄る出流(1)も水入(2)の水(口)のをす	(三) のに排る大阪値あ出公阪は、つす共用及、三は、も水び、の城、とす第にこれる。欄る出流(1)も水入(2)の水(口)のをす

(略)	一一七	業メタン誘導品製造	(略)	一一四	(略)		一〇八	一〇七
発酵工業		も前号品石油の項一製油をま〇造化除で九業学系にの(一)掲項整基げか理基礎るら番製				の項一製無機をま〇造機除くに〇の(一)掲項整工業から番製も前号品	無機顔料製造業	
一・五	二	一				一	一	
三	三	二・五				二・五	三	
一	一	一				一	一	
一・五	二	一・五				一・五	一・五	
						八値(1)工りとは(1)程んする。そびあびれ(2)つりぞ並てんれひは化二に(2)第物四〇の欄造		

一二九	(略)		一一一	一一一	一一〇	一一九
塗料製造業		の項一製有機化 くにのへ工 げか理業 ら番製 も前号品	合成ゴム製造業	プラスチック製造		染環式 業・中 間物・合 成
一・五		一・五	一・五	一		一・五
二・五		五	二・五	二		三・五
一		一	一	一		一
一・五		二	一・五	一・五		一一・五
のに排る大 値あ出公阪 はつす共灣 てる用及 三はも水び と、の域こ す第ににれ る。三係排 に流(1)も水 入(2)のをす	(一) るそ欄もをる阪製 れ(1)の排公灣造有 ぞ(イ)に出共及工機 れ及あす用び程り 二びつる水こにん (ロ)ても域れあ系 一のはのににつ農 六値に排流て蒸 とは第係出入原 す、三る水す大体	(一) 五れ並はも製 とぞびの造有 ぞ(イ)に第を工機 る二(2)三除程 二(2)三除程 九の(1)、(2)系 ・値(イ)にに農 五は及あ揭蒸 一、びつけ原 ・そ(ロ)てる体	れ及に排る大 三びあ出公阪 ・(2)つす共灣 五(ロ)てる用及 のはも水び 二値、の域こ とは第ににれ す、三係排に るそ欄もをる阪 す、三る水す大 体	のに排る大 値あ出公阪 はつす共灣 てる用及 三はも水び と、の域こ す第ににれ る。三係排 に流(1)も水 入(2)のをす	(一) 四序はある水こに剤を に、つも域れあと原り 四従そてのににつし料ん いれば、に排流て、又 五、そ、そ、そ、そ と六れ第るをる阪す又の する。五欄欄も排公灣るは化 二のの出共及も中合 五・同三除の和物	(一) と五欄欄く、剤を する。二順値ににし料ん 三序はあ掲、又 に、つげ使は 五従そて用媒そ いれば、もす又の 四、ぞ、四、ぞ、四、ぞ と六れ第をも中合 五・同三除の和物

一二九	(略)		一一一	一一一	一一〇	一一九
塗料製造業		の項一製有機化 くにのへ工 げか理業 ら番製 も前号品	合成ゴム製造業	プラスチック製造		染環式 業・中 間物・合 成
一・五		一・五	一・五	一		一・五
三		五	三・五	三		三・五
一		一	一	一		一
一・五		二	二	一・五		一一・五
		ぞ(1)工有 れ(イ)程機り 二及に用 一、びあん 一(ロ)つ系 六のては農 六値は原 とす。そ れ欄造				す六ぞはて料りん る。れ 五同用触又 欄三す媒は 二の欄るもは 四順のもは 序値の中化 四には、あ剤物 従 五いそつとを と



一八九	一八八	(略)	一八〇	一七九	(略)	一七〇	(略)	一六六	(略)	一六四	(略)	一五九	(略)	
めつき鋼管製造業	亞鉛鉄板製造業		く掲び番冷 じげ同号間 る一一庄 も三二業 ののを項項整 除に及理	く掲び番熱 じげ同号間 る一一庄 も三二業 ののを項項整 除に及理		処理業・土石粉碎等		コンクリート製品		を五造ガラス・ 除くに項整・同 理から前号品 の項一製		ガラス容器製造業		
一	一		一	一		一		一		一		一		
一・五	一・五		一・五	一・五		二		二		二		一・五		
一	一		一	一		一		一		一		一		
一・五	一・五		一・五	一・五		一・五		一・五		一・五		一・五		
のに排る大 値あ出公阪 はつす共湾 てる用及 二はも水び と、の域こ す第にこれ る。三係排 に三係排に る。欄の水入 (1)も水入 (2)のをす	のに排る大 値あ出公阪 はつす共湾 てる用及 二はも水び と、の域こ す第にこれ る。三係排 に三係排に る。欄の水入 (1)も水入 (2)のをす		のに排る大 値あ出公阪 はつす共湾 てる用及 二はも水び と、の域こ す第にこれ る。三係排 に三係排に る。欄の水入 (1)も水入 (2)のをす	のに排る大 値あ出公阪 はつす共湾 てる用及 二はも水び と、の域こ す第にこれ る。三係排 に三係排に る。欄の水入 (1)も水入 (2)のをす		のに排る大 値あ出公阪 はつす共湾 てる用及 二はも水び と、の域こ す第にこれ る。三係排 に三係排に る。欄の水入 (1)も水入 (2)のをす								

一八九	一八八	(略)	一八〇	一七九	(略)	一七〇	(略)	一六六	(略)	一六四	(略)	一五九	(略)
めつき鋼管製造業	亞鉛鉄板製造業		く掲び番冷 じげ同号間 る一一庄 も三二業 ののを項項整 除に及理	く掲び番熱 じげ同号間 る一一庄 も三二業 ののを項項整 除に及理		処理業・土石粉碎等		コンクリート製品		を五造ガラス・ 除くに項整・同 理から前号品 の項一製		ガラス容器製造業	
一	一		一	一		一		一		一		一	
二	二		二	二		二・五		二		二・五		二	
一	一		一	一		一		一		一		一	
一・五	一・五		一・五	一・五		一・五		一・五		一・五		一・五	

二〇五	(略)	二〇二	(略)	一九一	一九〇
器又氣も業ス電 具は機の、子 製情械を前電部 造報器除項子品 業通具くに回・ 信製 <sup>レ</sup> 路デ 機造 <sup>レ</sup> 製バ 械業電る造イ		の金 属前項 製くに品 指ける造 業		除で七業表 くにの <sup>レ</sup> 掲 げか理処理鋼 るら番号材 もの項一製 をま八造	業めつき鐵鋼線製造
一・五		二		一	一
三		五・五		一・五	一・五
一		一		一	一
一・五		二・五		一・五	一・五
(一) 二はも係出入 とすする水す大 阪港をもる水す る。出共及 (2)。 (3)用び (4)に水こ のあ掲げのに はててに排流	(四) 六は及ある水こに設に <sup>レ</sup> とびつも域れあ廣よりア すそ <sup>レ</sup> てのににつするんル る。そ <sup>レ</sup> 並は、 ぞび <sup>レ</sup> 出入 <sup>レ</sup> れに第 <sup>レ</sup> 水す大の処そト 八(2)三 <sup>レ</sup> をる阪に理の加 一 <sup>レ</sup> 口欄も排公 <sup>レ</sup> 湾限施化工 の(1)の出共及る設合工 六 <sup>レ</sup> 値(イ)にす用び <sup>レ</sup> を物程 (三) れに第 <sup>レ</sup> をか設に <sup>レ</sup> とびつも域れあ廣よりア すそ <sup>レ</sup> てのににつするんル る。そ <sup>レ</sup> 並は、 ぞび <sup>レ</sup> 出入 <sup>レ</sup> れに第 <sup>レ</sup> 水す大の処そト 八(2)三 <sup>レ</sup> をる阪に理の加 一 <sup>レ</sup> 口欄も排公 <sup>レ</sup> 湾限施化工 の(1)の出共及る設合工 六 <sup>レ</sup> 値(イ)にす用び <sup>レ</sup> を物程 (二) ぞ及 <sup>レ</sup> するん られびつる表又溶 二(2)ても處そめ 。 <sup>レ</sup> は、の理のつ 三はも係出入 とすする水す大 阪港をもる水す る。出共及 二(2)。 二(2)。 二(2)。 二(2)。 二(2)。 二(2)。	(一) 三はも係出入 とすする水す大 阪港をもる水す る。出共及 二(2)。 二(2)。 二(2)。 二(2)。 二(2)。 二(2)。	(一) のに排る大 値あ出公 <sup>レ</sup> 大阪 はつする共 <sup>レ</sup> 灣 はてての用及び 二はも水 <sup>レ</sup> 域これ とす第 <sup>レ</sup> にこれ する三 <sup>レ</sup> 係に排 出共及 <sup>レ</sup> 水入 <sup>レ</sup> (1)も水 <sup>レ</sup> 入 <sup>レ</sup> (1)のをす	(一) のに排る大 値あ出公 <sup>レ</sup> 大阪 はつする共 <sup>レ</sup> 灣 はてての用及び 二はも水 <sup>レ</sup> 域これ とす第 <sup>レ</sup> にこれ する三 <sup>レ</sup> 係に排 出共及 <sup>レ</sup> 水入 <sup>レ</sup> (1)も水 <sup>レ</sup> 入 <sup>レ</sup> (1)のをす	

二〇五	(略)	二〇二	(略)	一九一	一九〇
器又氣も業ス電 具は機の、子 製情械を前電部 造報器除項子品 業通具くに回・ 信製 <sup>レ</sup> 路デ 機造 <sup>レ</sup> 製バ 械業電る造イ		の金 属前項 製くに品 指ける造 業		除で七業表 くにの <sup>レ</sup> 掲 げか理処理鋼 るら番号材 もの項一製 をま八造	業めつき鐵鋼線製造
一・五		二		一	一
三		五・五		二	二
一		一		一	一
二		三		一・五	一・五
(一) 六 <sup>レ</sup> 値(イ)に設に <sup>レ</sup> は及 <sup>レ</sup> するん 六 <sup>レ</sup> びつするんル とそ <sup>レ</sup> 並は、 ぞび <sup>レ</sup> の処そト れに第 <sup>レ</sup> に理の加 八(2)三 <sup>レ</sup> 限施化工 の(1)の設合工 六 <sup>レ</sup> 値(イ)にす用び <sup>レ</sup> を物程	(一) 六 <sup>レ</sup> 値(イ)に設に <sup>レ</sup> は及 <sup>レ</sup> するん 六 <sup>レ</sup> びつするんル とそ <sup>レ</sup> 並は、 ぞび <sup>レ</sup> の処そト れに第 <sup>レ</sup> に理の加 八(2)三 <sup>レ</sup> 限施化工 の(1)の設合工 六 <sup>レ</sup> 値(イ)にす用び <sup>レ</sup> を物程	(一) の有するん 表又溶 二(2)ても處そめ 。 <sup>レ</sup> は、の理のつ 三 <sup>レ</sup> は、の處そめ 二(2)。 二(2)。 二(2)。 二(2)。			

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		造輸業用機械器具製
一	二		一
三	三		四
一	一		一
二・五	三		二
(一) 〔回〕はも係出入の、のる水する大 値第をもる阪、 は三除の排公湾、 欄く出共及四(1)に回すびと(2)に する水こす及あ掲も域れ びつけのにに 〔2〕てるに排流 れ及に排る大 四びあ出公阪 ・(2)つす共湾 五(2)てる用及 三のはも水ひ 三・値、の域こ 五・は第ににれ 五、三係排に すそ欄る出流 され(1)も水入 る。ぞ(2)のをす	(一) れ(1)の排公湾限施化造 ・(2)に出共及る設合工自 れ及あす用ひ、を物程動 一びつる水こに設に、車 ・(2)ても域れあ置より。 五のはのににつするん同 ・(2)の表又付 八は第係出入も面は属 と、三る水す大の処そ品 そそ欄もをる阪に理の製	(一) 一(2)てる限施化造 ・(2)の設合工自 れ及あす用ひ、を物程動 五値、のを物程動 一びつる水こに設に、車 四は、三除つ置より。 五のはのににつするん同 ・(2)の表又付 五そ(1)・(2)の表又付 八は第係出入も面は属 と、三る水す大の処そ品 そそ欄もをる阪に理の製	(一) 四(2)欄もをる阪に理の製 ・(2)の1の排公湾限施化造民 五値、のを物程用 一びつる水こに設に、電 ・(2)ても域れあ置より。 五のはのににつするん同 ・(2)の表又付 五そ(1)・(2)の表又付 八は第係出入も面は属 と、三る水す大の処そ品 そそ欄もをる阪に理の製
(二) 〔回〕はも係出入の、のる水する大 値第をもる阪、 は三除の排公湾、 欄く出共及四(1)に回すびと(2)に する水こす及あ掲も域れ びつけのにに 〔2〕てるに排流 れ及に排る大 四びあ出公阪 ・(2)つす共湾 五(2)てる用及 三のはも水ひ 三・値、の域こ 五・は第ににれ 五、三係排に すそ欄る出流 され(1)も水入 る。ぞ(2)のをす	(二) れ(1)の排公湾限施化造 ・(2)に出共及る設合工自 れ及あす用ひ、を物程動 一びつる水こに設に、車 ・(2)ても域れあ置より。 五のはのににつするん同 ・(2)の表又付 八は第係出入も面は属 と、三る水す大の処そ品 そそ欄もをる阪に理の製	(二) 一(2)てる限施化造 ・(2)の設合工自 れ及あす用ひ、を物程動 五値、のを物程動 一びつる水こに設に、車 四は、三除つ置より。 五のはのににつするん同 ・(2)の表又付 五そ(1)・(2)の表又付 八は第係出入も面は属 と、三る水す大の処そ品 そそ欄もをる阪に理の製	(二) 四(2)欄もをる阪に理の製 ・(2)の1の排公湾限施化造民 五値、のを物程用 一びつる水こに設に、電 ・(2)ても域れあ置より。 五のはのににつするん同 ・(2)の表又付 五そ(1)・(2)の表又付 八は第係出入も面は属 と、三る水す大の処そ品 そそ欄もをる阪に理の製

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		造輸業用機械器具製
一	二		一
四	四・五		四
一	一		一
四	三・五		二
			一びあ置に程自動車 ・(2)つすよる表ん 五のてる表ん 八は、も面又同 とするそ欄限施の品 そ(1)の設合造 れ及に設物工
			四びあ設物工民 ・(2)つすよる程生 五のてするより電 とすはるも表ん すは、第の面又機 る。そ三に処は機 れ欄限施の具 そ(1)の設合造 れ(1)ト一般化製 三、及にを合造

(略)	二 九	(略)	二 一 五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	四・五		八		
	二		一		
	三		四・五		
のに排る大 値あ出公阪 はつす共灣 てる用及 五はも水び との域こ す第ににれ る三係排に 。欄る出流 (1)も水入 (2)のをす	のに排る大 値あ出公阪 はつす共灣 てる用及 五はも水び との域こ す第ににれ る三係排に 。欄る出流 (2)も水入 (2)のをす	(略)	(略)	(略)	<p>(四) (2)ても城れあす方中他、入す。 (2)はのににつる法のこ標れる高 の、に排流て、もよんと活処水度 値第係出入のよんと活処水度 は三る水す大に下除程汚す量ん 八(1)の排公灣限水去度泥す量ん と(2)に出共及るをでに法るにを する。びつる水こに理る水ののけ有 る。</p> <p>(三) 五は欄ぐ(2)す方中他、入す。 (2)はものにをる法の方中他 の、の受含もにり法のこ標 す。そ(2)に掲もにりれ準て汚濃 る。そびつる限下除程汚す量ん 五(2)のも、をでに法るにを 四の第をつ、か処き下そも受含 ・值三除、理る水ののけ有 る。</p> <p>(二) (2)はものにをる法の方中他 の、の受含もにり法のこ標 す。そ(2)に掲もにりれ準て汚濃 る。そびつる限下除程汚す量ん 五(2)のも、をでに法るにを 四の第をつ、か処き下そも受含 ・值三除、理る水ののけ有 る。</p> <p>(一) (2)はものにをる法の方中他 の、の受含もにり法のこ標 す。そ(2)に掲もにりれ準て汚濃 る。そびつる限下除程汚す量ん 五(2)のも、をでに法るにを 四の第をつ、か処き下そも受含 ・值三除、理る水ののけ有 る。</p>

(略)	二 九	(略)	二 一 五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	五		八		
	二		一		
	三		五		
					<p>(二) す及あす方中他、入す。 びつる法のこ標れる高 の、にりれ準て汚濃 る。そ(2)のもよんと活処水度 の、のよんと活処水度 値第係出入のよんと活処水度 は三限水去度泥す量ん 八(1)の排公灣限水去度泥す量ん と(2)に出共及るをでに法るにを する。びつる水こに理る水ののけ有 る。</p> <p>(一) (2)はものにをる法の方中他 の、の受含もにり法のこ標 す。そ(2)に掲もにりれ準て汚濃 る。そびつる限下除程汚す量ん 五(2)のも、をでに法るにを 四の第をつ、か処き下そも受含 ・值三除、理る水ののけ有 る。</p>

三 二 一 三 (イ) 五は及あげ処き尿尿基号第又 びつる理るを淨準に三は第 二ぞ(回)てもする方処化を規十建二 ・れ並はのものもにすよたす条基に とれに第除をのよるりする第準規 す一(2)三除りこ高構技三法定 る。(回)欄く(3)しと度造術項施す る。三の(1)～に尿がにの上第行る ・値(イ)に掲をでししの二令表	限一た方表三三和基し る人処法に十百二準尿 づ以理に規二三十法淨 上人よ定条十五施化 の員りす第八年行槽 もが算る一号政令(建 の五定算項令(建 に○し定の第第昭築
二 八 一 三 (イ) 五はも係出入 と第をもする阪 三除の排公湾 欄く(3)す用び (回)の値 は、てに排流	二 八 一 三 (イ) 三のはに排流て処き尿尿基号第又 と値、係出入、理るを淨準に三は第 すは第、水する大す方処化を規十建二 る、三もをる阪する阪の法理槽満定二築欄 出共及 る。そ欄の排公湾もにすよたす条基に れ(1)に出共及のりこ高構技三法定 ぞ(イ)にす用ひのりこ高構技三法定 れ及ある水こにしと度造術項施す 一びつも域れあ尿がにの上第行る (回)てのににつをでししの二令表
四 水 大 阪 港 及 び 水 域 れ て に 排 流	四はも係出入 と値を水する大 阪の水を出共及 る。欄く(3)す用び (回)に水これ の値は、てに排流
三 二 一 五 とぞ並て尿と高すす二建第 すれびはをが度構る条第二 一に、処でに造技第基欄 。(2)第理きしの術三準に 三(回)三する尿し上項法規 ・の欄る方を尿の第施定 五値(1)も法処淨基二行す ・は(イ)のに理化準号令る 三、及によす槽をに第表 ・そびあるいはよ満規三又 五れ(回)つしこりた定十は	限一た方表三三和基し る人処法に十百二準尿 づ以理に規二三十法淨 上人よ定条十五施化 の員りす第八年行槽 もが算る一号政令(建 の五定算項令(建 に○し定の第第昭築
四 水 大 阪 港 及 び 水 域 れ て に 排 流	そ並て尿と高すす二建第 れびはをが度構る条第二 一に、処でに造技第基欄 。(2)第理きしの術三準に 三(回)三する尿し上項法規 ・の欄る方を尿の第施定 三値(1)も法処淨基二行す ・は(イ)のに理化準号令る 三、及によす槽をに第表 ・そびあるいはよ満規三又 五れ(回)つしこりた定十は

21

別表第一 (略)	を浄化する構造等の業種に係るもの	
二		
五		
一		
一一・五		
(三) ぞ及あす用びのよるり処又性 すは三除のよるり処又性 されびつる水こにりこ高理は消嫌 る。そ(1)こ(3)しと度法活化氣 四(2)ても或れあしと度法活化氣 「(4)はのにつ尿がにを性法性 三の「に排流てをでし加汚、消 と值第係出入、処き尿え泥混化 すは三る水す大理るをた法式法 る。そ(1)の非公鴻る法理法凝化好 れ(2)に出共及もにすよ集法氣	(一) 四(4)はも係出入 と値第をもる阪 出共及 れ(2)にすよ集法氣 れびつけ処き尿え泥混化 三(2)てる埋るをた法式法 「(4)はもす方処方に酸 二の「のる法理法凝化好 と値第をもにすよ集法氣	(三) 五れ並はに排流て処き尿基号第又 とぞび、係出入、理るを净準に三は第 すれに第る水す大す方法理構満定二築欄 一(2)三も排公鴻もによるすよす条基に 三の(1)の出共及のりこ高構技三法定 五は及ある水こにしと度造術項施す 三、びつも域れあ尿がにの上第行る ・そ(4)てのににつをでしの二令表
別表第二 (略)	を浄化する構造等の業種に係るもの	
二		
八		
一		
四	<p>るは三する尿加性化嫌 。欄るる方をえ汚法氣 そ(1)もの法理方法温消 れ(2)にするより集法 そ及ありしりこ高処法好 れび(2)て尿とが度理又氣 三(4)はをが度理又氣 との「処でに法は性 す值第理きしを活消</p>	

この告示は、公布の日から適用する。  
 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定めるりん含有量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められる」となる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

逆とじ